

別表2

品目	仕様・獣種等	上限単価	備考
1 有害捕獲（捕獲機材） 大型獣用箱わな	幅×奥行きが3m ² 以下 主にイノシシ、シカ （サル用を兼ねる）	119 千円／基	
中型獣用箱わな	幅×奥行きが2m ² 以下 サル専用	88 千円／基	
小型獣用箱わな	幅×奥行きが0.5m ² 以下 アライグマ、ヌートリア等	19 千円／基	
くくりわな		16 千円／基	
囲いわな		31 千円／m ²	
2 実施隊特定活動 大規模緩衝帯整備		480 千円／ha	
誘導捕獲柵わな		31 千円／m ²	
3 鳥獣被害防止施設 ① 新規整備 電気柵	獣種共通	直営施工（資材費のみ） 148 円／m・段 上記以外 391 円／m・段	
ネット	獣種共通	直営施工（資材費のみ） 1,090 円／m 上記以外 2,600 円／m	
ワイヤーメッシュ柵	パネル状 イノシシ	直営施工（資材費のみ） 1,290 円／m 上記以外 3,000 円／m	
ワイヤーメッシュ柵	パネル状 シカ（イノシシ用を兼ねる）	直営施工（資材費のみ） 1,950 円／m 上記以外 4,530 円／m	
金網柵	ロール状 イノシシ	直営施工（資材費のみ） 1,970 円／m 上記以外 5,380 円／m	
金網柵	ロール状 シカ（イノシシ用を兼ねる）	直営施工（資材費のみ） 2,790 円／m 上記以外 7,620 円／m	

品目	仕様・獣種等	上限単価	備考
② 再編整備 電気柵	獣種共通	直営施工 (資材費のみ) 25 円/m・段 上記以外 225 円/m・段	
ネット	獣種共通	直営施工 (資材費のみ) 192 円/m 上記以外 1,612 円/m	
ワイヤーメッシュ柵	パネル状 イノシシ	直営施工 (資材費のみ) 192 円/m 上記以外 1,612 円/m	
ワイヤーメッシュ柵	パネル状 シカ (イノシシ用を兼ねる)	直営施工 (資材費のみ) 286 円/m 上記以外 2,426 円/m	
金網柵	ロール状 イノシシ	直営施工 (資材費のみ) 296 円/m 上記以外 2,726 円/m	
金網柵	ロール状 シカ (イノシシ用を兼ねる)	直営施工 (資材費のみ) 430 円/m 上記以外 3,710 円/m	
4 処理加工施設 食肉利用等施設		24.8 万円/m ²	交付金の交付限度額は、上限単価の範囲内であって、必要最小限のものとする。
焼却施設		38.1 万円/m ²	
5 有害捕獲 (活動支援) シカ (成獣・食肉処理等のため施設において搬入確認した場合)		9,000 円/頭	
シカ (成獣・焼却処分等のための施設において搬入確認した場合)		8,000 円/頭	
シカ (成獣・その他)		7,000 円/頭	
シカ (幼獣)		1,000 円/頭	

(注) 1 品目欄の1から4に係る上限単価は、消費税を除いた額。

2 箱わなの導入においては、防錆仕様 (亜鉛メッキ等) の他、捕獲の対象となる獣種毎に以下と同等以上の機能を有するものとする。また、必要に応じて捕獲環境や捕獲従事者の安全面を考慮した箱わなの導入を行うものとする。

- ・イノシシ、シカ、クマを対象獣種とする場合は、最小目幅 10cm 以下、φ 5 以上とする。
- ・サルを対象獣種とする場合は、最小目幅 7.5cm 以下、φ 3 以上とする。
- ・アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等を対象とする場合は、最小目幅 5cm 以下、φ 1.6 以上とする。

3 鳥獣被害防止施設の整備においては、侵入防止柵の種類ごとに以下と同等以上の機能を有するものとし、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵については、くぐり抜けを防止するため、地際の補強等を実施す

るものとする。

- ・電気柵については、支柱間隔を4 m以下とし、凹凸部や傾斜部は地面との隙間ができない支柱間隔とする。
 - ・ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するステンレスが編み込まれたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。
 - ・ワイヤーメッシュ柵については、金網の径をφ 5mm以上とし、防錆仕様（亜鉛メッキ等）とする。
 - ・金網柵については、金網の径をφ 2mm以上とし、防錆仕様（亜鉛メッキ等）とする。
- 4 サル等多重種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。
- 5 被害防止施設と一体的に整備を行う誘導捕獲柵わな等の整備施設については、被害防止施設の上限単価の範囲内とする。
- 6 再編整備については、再編整備を実施する総延長に対する上限単価とする。
- 7 有害捕獲の上限単価については、令和3年度に限り、本事業における取組状況に応じて、捕獲頭数の増加に応じた加算（以下「加算措置」という。）ができるものとする。
- (1) 加算措置を受けるための条件とする基準捕獲頭数は、シカ・イノシシ（幼獣は除く。）ごとに次に掲げるいずれかに該当することとする。
- ア 本事業における過去5か年度で有害捕獲の実績がある場合、そのうち最大及び最小となる年度を除いた3か年度の平均が31頭以上であること。
 - イ アを除き、本事業において直近3か年度で有害捕獲の実績があり、その平均が31頭以上であること。
 - ウ ア及びイのうち、直近3か年度で有害捕獲の捕獲頭数が全て前年度より増加している場合は、直近年度の9割が31頭以上であること。
- (2) 加算措置は1に示す獣種の欄のイノシシ、シカ（幼獣は除く。）の捕獲個体の処理の欄ごとの上限単価について、捕獲頭数を基準捕獲頭数で除した係数（以下「捕獲係数」という。）が1.0を超える場合、次に掲げる捕獲係数の範囲において加算措置ができるものとする。
- ア 捕獲係数が1.0を超え、1.5以下の範囲の捕獲頭数1,500円/頭以内
 - イ 捕獲係数が1.5を超えた範囲の捕獲頭数3,000円/頭以内